

(6) 公立小中学校児童生徒の就学支援

イ 目的

東日本大震災による被災に伴い、経済的理由により就学困難な児童生徒の増加が見込まれたことから、被災児童生徒に対する就学援助や、公共交通機関の復旧見通しが見えない中、避難先からの遠距離通学を余儀なくされるなどの児童生徒が多数見込まれたため、通学困難な児童生徒の通学手段を確保するなど、被災児童生徒への教育機会の確保が必要であった。

ロ 対応

(イ) 国への要望等

平成23年3月13日付けの総務大臣に対する「平成23年東北地方太平洋沖地震対策に関する緊急要望書」をはじめとする国への各種要望書等において、被災児童生徒に対する就学援助やスクールバス運行に係る現行制度の要件緩和及び新たな国庫補助制度の創設について、継続して国に対し要望した。

その結果、平成23年5月2日に成立した国の平成23年度第一次補正予算において「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金（以下「交付金」という。）」が創設され、被災に伴う経済的理由から就学等が困難となった世帯の小・中学校児童生徒に対し、緊急的な就学支援が実施されることとなった。

なお、当該交付金による通学費の支援については、保護者負担とされていないスクールバスの運行経費は対象とされなかったことから、対象経費の拡充や新たな国庫支出金交付制度の創設については、引き続き国に対し要望していたところ、平成23年12月に文部科学省から連絡があり、当該経費についても交付金の対象として認められることとなった。また、国の平成23年度第三次補正予算により、平成24～26年度までの3ヶ年分の経費が措置された。

(ロ) 本県における予算措置等

国の平成23年度第一次補正予算の成立に伴う文部科学省からの通知等に基づき、当該交付金に係る県事業名を「被災児童生徒就学支援事業」とし、必要経費を5月補正予算に計上し19億円が予算措置された。

なお、当該事業の実施主体である各市町村教育委員会において、事業の趣旨を踏まえ被災児童生徒に不利益が生ぜず効果的かつ円滑に事業が実施されるよう、各市町村教育委員会担当者等への説明会を平成23年6月30日に開催し周知徹底を図った。

ハ 課題

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を活用した被災児童生徒への就学援助については、平成26年度まで延長されることとなったが、平成27年度以降も就学困難な児童生徒が相当数見込まれることから、継続した予算措置と支援が必要である。